

報告第 号

和解及び損害賠償の額を定めることについての
専決処分報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月2日提出

富田林市長 吉村善美

記

番号	専決処分 年 月 日	損害賠償の相手方	事故の概要	損害賠償の額 (過失割合)
1	令和7年 10月20日	富田林市在住者	令和7年9月30日13時30分頃、富田林市向陽台三丁目4番1号の藤陽中学校内テニスコートにおいて、学校校務員（教育総務課 後藤建治）が草刈機を使用し、除草作業を行っていたところ、小石が撥ねて付近に駐車していた相手方車両に当たり、後方ガラス及び車体の一部を破損させたもの。	564,575円 (10割)